

(件名) 「主要農産物種子条例」制定についての陳情書

(陳情の要旨)

わが国の食と農を支えてきた主要農産物種子法（以下種子法）が平成30年4月1日に廃止されました。ご承知のように種子法は、昭和27年に制定されて以来、国や都道府県の種子に対する公的な役割を明確にするとともに、主要作物の自給を維持し、产地の特性を生かした多様な品種の維持・開発をしてきました。これにより農業経営者には安くて地域の特性に合った優良な種子が、消費者には美味しい農産物が安定的に供給されてきました。

しかし種子法の廃止により、種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の維持・開発などが衰退することが心配されております。また種子価格の高騰は、種子を購入する農業経営者だけではなく、消費者にまで影響を及ぼすことが容易に推測されます。これまで長い年月をかけて蓄えられてきた地域の財産とも呼べる種子は民間企業に委ねられるとともに、長期的には現在世界の種子市場を独占し、遺伝子組み換えを導入している多国籍企業に日本の種子市場を支配されてしまう懸念もあります。遺伝子組み換えが及ぼす人の健康や環境への影響はまだまだ不明な点が多く、影響がはつきりと判明した際には既に手遅れになっている恐れもあります。このことはわが国の食や環境が脅かされることであり、国民・県民にとっても無視することのできない重大な問題であります。

このような情勢の中、2019年5月現在全国では既に9つの道県で種子条例が制定され、これに加え長野県でも6月の定例会で制定予定となっております。これらの道県に続き全国でも有数の農業県である鹿児島県の主要農作物の優良な種子の安定供給や環境の保全、農業経営者や消費者の不安払拭のために、鹿児島県独自の種子条例を制定していただきますようよろしくお願ひいたします。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

1 「主要農産物種子条例」を制定すること

以上

(件名) 「鹿児島県主要農作物種子条例」の制定を求める陳情について

(陳情の要旨)

「主要農作物種子法」（種子法）が2018年4月1日、廃止されました。2016年9月に政府の規制改革推進会議で提言され、2017年3月23日の国会で廃止法が成立しました。政府は種子法について「すでに役割を終えた」「国際競争力につけるために民間との連携が必要」と説明していますが、この間、マスコミ報道はほぼなく、国会審議も不十分で、国民的な議論も行われないままでした。

鹿児島県では、この法にのっとり、米の種子を安定供給してきました。県農政部は「独自の要綱を制定し、法廃止後も同様の体制を維持している」と、条例制定の必要はないとしています。国も今後も必要な地方交付税措置を行うとしていますが、法の後ろ盾がなくなった今、供給体制が守られる保証はなく、食糧の安全保障の前提となる種子が永続的に十分、確保できるのか、県内では不安が広がっています。

鹿児島県議会は2018年10月、国に対して、「都道府県の取り組みが後退することへの懸念や外資系事業者の種子の独占等による種子価格の高騰等、農業者や消費者への影響を危惧する声がある」との意見書を提出しました。

種子法のもと、県の研究機関が地域の気候風土に合った優良品種を開発し、安定供給を支えてきました。食の根幹である種子の生産や供給体制が揺らぐことはあってはならないと考えます。

また、本県では、離島も含め豊かな自然環境のもと、独自の伝統野菜が根付いており、県も23品目を「かごしまの伝統野菜」として選定しています。ただ、県内的一部の生産者が生産を続けているものの、種子を守る体制が脆弱であることは否めません。地元の食文化を守る観点から伝統野菜の種子の保護策も講じてください。

2019年5月現在、同様の独自条例を制定したのは9道県、さらに4県で制定が予定されています。鹿児島県も全国第2位の農産物生産県である誇りと責任を持って、農家と消費者を守るために、伝統野菜の保護も含めた「鹿児島県主要農作物種子条例」の制定を求めます。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

1 「鹿児島県主要農作物種子条例」の制定を求めます。

以上

(件名) 鹿児島県主要農作物種子条例の制定を求める陳情書

(陳情の要旨)

「主要農作物種子法」が2018年4月に廃止されました。この法律は、戦後、食糧の安定供給を目指し、1952年に制定され、稻、麦類、大豆の種子生産及び普及を都道府県に義務付け、国民の食を守ってきました。しかし、政府は民間参入による農業の競争力強化の下に廃止を決めました。

日本では、現在、その地方の気候や風土に応じた約300もの銘柄の米が生産されています。地域の共有財産であるはずの種子の生産が民間に委ねられれば、外資系事業者の種子の独占などによる価格高騰が懸念され、その上、効率化の下に、限られた種子が大量に生産されて普及することになり、規模の小さな地方の品種が切り捨てられる事態になりかねません。

鹿児島県は、法と同様の内容の要綱を制定し、今年度も原種5品種の米について種子の供給事業などを行っており、「今のところ、法廃止の影響はない」としています。しかし、根拠法がなくなった今、「公的な財源措置はいつまで続くのか」「地元米は本当に守られていくのか」など、県内の農業者だけでなく、県民の間でも懸念が高まっています。

全国的にも、法廃止からわずか1年であるにも関わらず、北海道、山形県、埼玉県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、兵庫県、宮崎県、長野県、鳥取県がすでに条例を制定しています。そのほか、岩手県では3月議会で市民から提出された条例制定を求める請願を採択、宮城県では2月議会で県知事が種子生産条例制定を明言、栃木県や滋賀県でも検討中となっています。

農業県である本県でも、ブランド米「あきほなみ」などに代表される地元の主要農作物、その農業者を守るため、県が独自で優良な種子の生産及び普及を進めるよう条例を制定することを求めます。

グリーンコープでは安心・安全な食べものがほしいという組合員の願いを叶えるため、国産作物にこだわり、化学合成農薬の使用ができる限り減らしています。土づくりを大切にして豊かな土壤で育った農作物は、本来の美味しさや栄養が豊富で、食べものが体を作ることを日々実感しています。安心・安全な食を未来の子どもたちにつなぐのは私たち大人の役目でもあります。そのためには国産の種子が必要です。県民の健康を第一に考え、これからも国産の優良な種子を守るために、条例を制定することを重ねて求めます。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

- 1 鹿児島県が、地元の主要農作物の種子の生産に責任を持ち、種子の生産に関する施策を進め、優良な種子を供給し、その必要な財政上の措置を講ずるよう条例制定を求めます。

(件名) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する条例制定に関する陳情書

(陳情の要旨)

外国人の技能実習に関しては、先に国が関係法令を整備してその適正な実施及び技能実習生の保護を図っていることは、ご案内の通りです。

また、関係法令の一つである外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第4条第2項は、地方公共団体に対して、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を推進するよう努力義務を課しています。

これらを請けて、本県にあっても平成31年度から県知事事務部局商工労働水産部に外国人材受入活躍支援課を新設して、施策の充実を図っているところです。

いうまでもなく、この問題領域は、今後の地域社会の浮沈を決するほどの大きな社会的影響力を持つとともに、一歩、対応を過てば、地域社会に深刻な亀裂と分断が生じる危険さえ孕む県政の重要課題であり、唯一の議決機関である議会が、その有する条例制定権を用いて執行部並びに広く県民に対して、共有すべき基本理念や施策の基本的な方針を示すことが、ぜひとも望まれるところです。

上記のほか、手始めに、技能研修実施者や監理団体等が主務官庁との間で行う許認可申請事務の顛末を、県が包括的に把握する制度的基盤を設定すること、これと併せて、技能実習生に関する本県独自の保護施策を定めて、より一層手厚い保護施策の充実を図ることは、同法第106条が定める国等と地方公共団体の連携の責務に適うものと思料されるところです。

以上の趣旨に基づき下記事項を陳情します。

記

1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために条例を制定すること（別添資料を参照）

以上

（添付資料省略）